

31健介保第2090号
令和2年3月6日通所介護事業所 管理者 様
認知症対応型通所介護事業所 管理者 様
地域密着型通所介護事業所 管理者 様

名古屋市健康福祉局長

通所介護事業所等に対する休業の要請について

みだしの件につきまして、「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」（令和2年2月18日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）に基づき、下記のとおり休業を要請いたします。

記

1 趣旨

本市南東部において、高齢者に新型コロナウイルス感染症が発生していることを受け、今後の感染症の発生の予防及びそのまん延を防止するため、南区及び緑区の通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所に対し、休業を要請するもの。

2 休業を要請する期間

令和2年3月7日（土）から3月20日（金）まで

但し、休業開始日が遅れた場合には、実際に休業した日から14日間

3 その他

休業に伴い、貴事業所の利用者に対し代替となるサービスを提供する場合には、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）をご覧ください。

なお、休業に際しては別添の留意事項をご参照ください。また、関連する通知はNAG OYAかいごネットをご覧ください。

(問合先)

介護保険サービスに関すること
健康福祉局高齢福祉部介護保険課

電話 972-3087

新型コロナウイルス感染症に関すること
健康福祉局健康部感染症対策室

電話 972-2631

留意事項

別紙

○今回の休業要請は、高齢者の感染が多く見られることに鑑み、公衆衛生上の観点から行うものであり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、必要な介護サービスの確保、事業者の事業継続に十分配慮しつつ実施するものです。

○原則として、速やかな休業をお願いするものですが、どうしてもデイサービスの提供が必要なご利用者様がお見えになる場合にはこの限りではありません。ただし、やむを得ずデイサービスを提供する際には、咳エチケットや手洗い等の徹底をはじめとする、感染拡大防止策を講じてください。

○通知本文にもありますが、通所介護事業所が、居宅を訪問し、できる限りのサービスを実施することにつきましてもご検討ください。この場合には提供したサービス時間の区分に対応した通所系サービスの報酬区分で算定ができます。

○代替となるサービスをご検討いただく際には、居宅介護支援事業所等関係機関と連携していただき、適切なサービス提供に努めてください。

○事業を縮小する場合には、雇用調整助成金制度の活用もご検討ください。詳細につきましては別紙リーフレットをご覧ください。

○利用者やそのご家族等に対しては、丁寧なご説明をしていただくようお願いいたします。

なお、本通知は名古屋市内にある全居宅介護支援事業所にも発信してあります。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を追加実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

【追加の特例措置の内容】(3月中旬より追加予定)

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。

- ① 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。
- ② 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について、
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とし、
イ 過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等の支給限度日数までの受給を可能とします(支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません)。

【既に講じている特例措置の内容】

- ③ 令和2年1月24日以降の事後提出が、令和2年5月31日まで可能です。
- ④ 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮しています。
- ⑤ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象としています。
- ⑥ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象としています。

【新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」とは】

以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

(経済上の理由例)

- ・取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小してしまった場合。
- ・国や自治体等からの市民活動の自粛要請の影響により、外出等が自粛され客数が減ったために事業活動が縮小してしまった場合。
- ・風評被害により観光客の予約のキャンセルが相次ぎ、これに伴い客数が減ったために事業活動が縮小してしまった場合。

【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細については最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。



LL020304企01